

報 告

庄内地域水道事業統合基本計画（案）に係る

パブリックコメントの実施について

1 概要

- (1) 募集期間 令和6年9月2日（月）から令和6年9月24日（火）まで
(2) 意見提出者 3名 意見総数20件

2 提出いただいたご意見とご意見に対する考え方

No	ご意見	ご意見に対する考え方
1	平成の大合併が周辺地域のサービス低下で過疎化を加速させた例もあるため、広域化については他地域での導入例も見ながら、慎重に検討していただきたいです。コストの削減だけが目的であるならば、望ましいことではないと思います。	人口減少等に伴う給水収益の減少、老朽化した施設の更新需要の増大、職員数の減少など水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。 水道事業の広域化は、水道事業の持続性を確保することにより、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給することを目的としています。この目的を達成するため、運営コストの削減のみならず、施設更新による耐震化の推進、自然災害等への対応力の強化、人材の効率的な活用と技術の継承等、広域化による水道事業の経営基盤の強化を図ってまいります。
2	全国的に民営化の流れがあることを心配しています。自治の規模が小さければ民意は反映しやすいのですが、広域化した事業に、万が一民営化の議論が高まったときに、民営化阻止が難しくなる恐れもあると思います。	民間事業者のノウハウや技術力の活用は、水道事業を持続するための有効な手段と捉えております。なお、民営化の手法として、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま民間事業者に当該施設の運用を委ねる「コンセッション方式」がありますが、導入は想定しておりません。
3	御市ホームページの庄内圏域における広域化に向けた取り組みでは、統合後は垂直水平統合が行われるイメージですが、新・酒田市水道事業基本計画（令和5年6月改定）のP.36のスケジュールにあるとおり、本計画のP.19に記載のあるように垂直統合は県の担当部局（企業局）と協議	本計画は鶴岡市、酒田市、庄内町を構成市町とする水平統合についての計画であり、スケジュールについては、水平統合を先行して令和7年10月に企業団を設立し、令和8年4月に事業を開始する予定です。 垂直統合については、現在山形県が策定を進める「庄内圏域水道基盤強化計画」において

	して、水平統合が先行して後に垂直統合を行うスケジュールとなるのでしょうか。垂直統合を行う場合は他県の例にあるように企業団の構成団体に山形県が加わることになるのですか。	協議を行っております。
4	第2回庄内広域水道事業統合準備協議会資料の【広域化ロードマップ】に、垂直統合 協議中の項目に用水供給事業の引継ぎとありますが、県企業局から事業を引き継いだ場合は管理施設が増えて維持管理費用が増加することになりませんか。このことについても財政シミュレーションで検討されたのですか。	用水供給事業に係る管理施設等の維持管理費用については、受水費として構成市町が負担しているため、事業を引き継いだ場合でも費用は増加しないものとして検討しております。
5	P.3に「構成市町の協議により、必要に応じて本計画の内容を更新していくものとする。」とありますが、更新の度に市民から意見を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施するのでしょうか。	軽微な変更を除き、基本的な方針を見直す必要がある場合は、意見公募の実施を想定しております。
6	P.3の図に、鶴岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の第3条にある新潟県村上市の区域(伊呉野の区域に限る。)が含まれるものと思料されますが、図に示されないのでしょうか。	お見込みのとおり、鶴岡市に含まれておりますが、図では当該事業区域図として示したものです。
7	山形県水道広域化プラン（令和5年3月）P.1-1庄内圏域として遊佐町が含まれ、P.7-16に「遊佐町を含めた庄内圏域全体の広域連携について経済性や費用に現れない効果（災害協力、研修の共同実施等）を含め多角的観点から検討していきます」とありますが、庄内圏域の遊佐町との連携を図るのでしょうか。	本計画は鶴岡市、酒田市、庄内町を構成市町とする水平統合についての計画となります。遊佐町との連携については、現在山形県が策定を進める「庄内圏域水道基盤強化計画」において協議を行っております。
8	山形県水道広域化プラン（令和5年3月）P.6-2ア）にある小牧浄水場は浄水機能を停止しても、遠隔監視する拠点として機能は保持されるのでしょうか。	「山形県水道広域化推進プラン」においては、水平統合のシミュレーションとして遠隔監視機能を保持する設定しております。
9	P.6のエ）監査ですが、平成9年の地方自治法の改正により導入された、外部監査（包括監査及び個別監査）を実施されるの	外部監査の導入については、今後の検討となります。

	でしょうか。	
10	P. 8 事務システムの統一ですが、山形県水道広域化プラン（令和5年3月）のP.6-4の表1事務系システムの統合に係る経費（水平統合）にあるシステム名と、本計画P. 8 の表 3-1 事務システムの統一及びネットワークの構造スケジュールのシステム名が相違しています。本計画のシステムの内容について詳細を示すことはできませんか。	事務系システムの統一については「山形県水道広域化推進プラン」の内容の精査のうえ本計画を策定しております。 なお、本計画におけるシステムの詳細は、記載されているものが全てとなります。
11	内閣官房情報通信技術(IT)統合準備室が令和6年2月発出した「地方自治体によるガバメントクラウドの活用(案)」のP.3にある自治体の内部事務管理事務の 50 庶務事務 52 人事給与 53 文書管理は活用されるのですか。	ガバメントクラウドについては、「基幹業務以外の業務システムのうち、基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドに構築できること」とされており、水道事業は該当しないものと認識しております。
12	他団体の企業団の中で、主な規約に「企業団はコンセッション方式への移行及び民営化」は行わないことを明示している事例がありますが、庄内広域水道事業統合準備協議会として、このことは検討されたのですか。	民間事業者のノウハウや技術力の活用は、水道事業を持続するための有効な手段と捉えております。なお、民営化の手法として、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま民間事業者に当該施設の運用を委ねる「コンセッション方式」がありますが、導入は想定しておりません。
13	他地域の水道事業統合協議会が示された事業統合広域化計画では、各水道事業の現況や施設の位置図や配水系統図や浄水場、管路施設の状況（給水能力、経年化、耐震化含む）、更新を要する主な設備状況に関する内容を示していることが多いのですが、本計画では各水道事業の現況と課題を理解することができません。	庄内圏域での現状と課題については、「山形県水道広域化推進プラン」で検討されていることから、本計画には記載しておりません。
14	P. 10 ア) 給水工事に関する施工基準の地域特性とは積雪・寒冷の差のことでしょうか。この場合は経過措置ではなく、地域特性による施工基準の相違を認める必要があるのではないでしょうか。	地域特性については、積雪・寒冷の差ではなく、各市町で使用している資機材の経過措置を想定しております。
15	P. 12 危機管理のイ) 緊急時応援協定の項目や構成市町との連携を図るために協議は現在進めているのでしょうか。企業団と	緊急時応援協定の項目等については、今後の協議となります。

	なった場合は構成市町の災害対策本部の構成員とはならないとの理解でよろしいですか。	
16	P. 17 (2) 施設整備計画及び概算費で整備する内容や(3)社会資本整備交付金(防災・安全交付金事業)の活用で、整備する施設の内容を理解できないので、整備する施設や事業の概要を示すことは可能ですか。	整備する施設や事業の概要については、P. 14【広域化事業の全体図】及び P. 8 表 3.1 事務システムの統一及びネットワークの構築スケジュールに記載しております。
17	P. 18 (6) 財政シミュレーションでは、令和 37 年までの供給単価を示されていますが、P. 16 (1) 財政収支計画が令和 17 年まで示されていないため、供給単価が高くなる理由を理解できません。この財政シミュレーションでは水道料金の改定時期は示さないのですか。この財政シミュレーションは、県企業局の用水供給事業の単価をどのように考慮されていますか。	本計画の計画期間は令和 7 年度～17 年度の 11 年間としていることから、財政収支計画は令和 17 年度までとしております。 料金の改定時期については、P. 9 (2) 営業業務 ア) 水道料金において「事業開始後直ちに料金水準について検討を開始するものとする」としております。 用水供給事業から浄水を購入している単価については、県企業局の試算に基づく設定としております。
18	7 月 25 日の大震災の復旧・復興事業で財政シミュレーションに影響はありますか。	財政シミュレーションにおける復旧・復興事業の影響は想定しておりません。
19	水需要の減少に伴う給水収益の減少、施設老朽化による更新費用の増大、職員の減少による技術力の低下等、様々な課題はあるものの、安心・安全な水道水を供給するため、広報等で本計画の推進やインフラ整備の周知を丁寧にお願いしたい。	企業団に関する情報については、構成市町のホームページや各種広報等により、周知を図ってまいります。
20	口座引落になっている場合は、再度、手続きが必要ですか。	現在の水道事業を引き継いで事業統合を行うため、改めて手続きを行っていただく必要はありません。

※ ご意見について一部要約等を行っている場合があります。

第1号議案

庄内地域水道事業統合基本計画の承認について

庄内地域水道事業
統合基本計画書
(案)

(令和6年10月 日策定)

令和6年10月

庄内広域水道事業統合準備協議会

< 目 次 >

第1章	はじめに.....	3
(1)	庄内地域水道事業統合基本計画の意義	3
(2)	広域化の目的	3
(3)	基本事項.....	4
第2章	組織・職員.....	5
(1)	組織	5
(2)	職員	6
第3章	業務運営.....	8
(1)	総務・経理.....	8
(2)	営業業務.....	9
(3)	給水装置.....	10
(4)	工事執行.....	10
(5)	水質管理.....	11
(6)	運転管理.....	11
(7)	危機管理.....	12
第4章	施設整備.....	13
(1)	基本方針.....	13
(2)	広域化事業.....	13
(3)	運営基盤強化等事業	15
第5章	財政運営.....	16
(1)	財政収支計画.....	16
(2)	施設整備計画及び概算事業費	17
(3)	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）の活用.....	17
(4)	一般会計繰入金の取扱い.....	18
(5)	資産等の取扱い	18
(6)	財政シミュレーション	18
第6章	その他	19
(1)	簡易水道事業等の取扱い.....	19
(2)	他事業（下水道事業・ガス事業）の取扱い.....	19
(3)	垂直統合.....	19

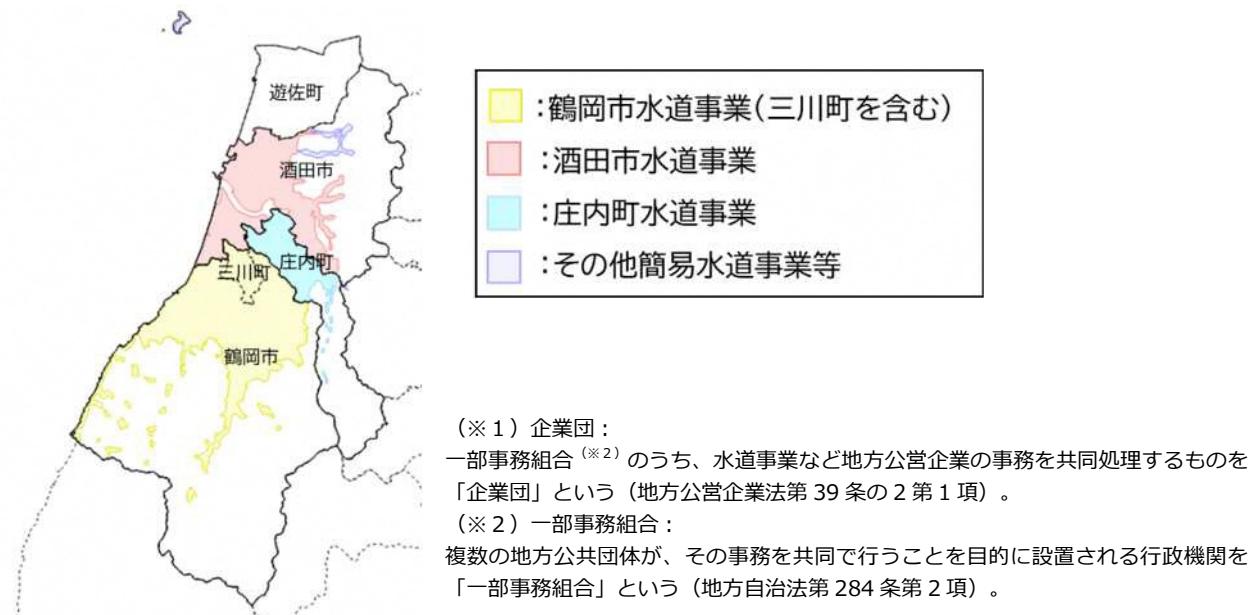
第1章 はじめに

(1) 庄内地域水道事業統合基本計画の意義

鶴岡市、酒田市及び庄内町（以下「構成市町」という。）では、令和5年3月に山形県が策定した「山形県水道広域化推進プラン」の基本の方針に基づき、本地域における広域水道企業団（以下「企業団」という。）^(※1)の設立に向けて、「庄内地域水道事業統合準備協議会」（以下「統合準備協議会」という。）を設立した。

庄内地域水道事業統合基本計画（以下「本計画」という。）は、統合準備協議会における検討・協議を踏まえ、当該水道事業の統合に係る主要事項について基本的な方針を取りまとめたものであり、企業団の今後の運営、事業経営の指針となるものである。

また、構成市町の協議により、必要に応じて本計画の内容を更新していくものとする。



(2) 広域化の目的

本地域の水道事業は、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新費用の増大、職員の減少による技術力の低下など、様々な課題に直面しており、構成市町の経営環境はますます厳しくなっている。

これらの課題に対応して、広域化によるスケールメリットを活かして経営基盤を強化し、水道インフラの持続性を確保することにより、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給するものである。

(3) 基本事項

ア) 統合の時期

- ・ 統合の時期は、企業団の設立を令和 7 年 10 月、事業開始を令和 8 年 4 月とする。

イ) 統合の形態及び経営主体

- ・ 統合の形態は、構成市町水道事業の事業統合（水平統合）とし、料金統一時までは旧水道事業ごとに区分経理を行う。
- ・ 経営主体は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条の規定による一部事務組合（企業団）とし、構成市町の水道事業を承継する。

第2章 組織・職員

(1) 組織

ア) 企業団本部及び事務所

- ・ 広域水道事業の運営組織として企業団を設立し、企業団本部を庄内町企業課庁舎に置く（図 2.1）。
- ・ また、事業区域が広範囲となることから、効率的な維持管理体制を確立するため、鶴岡市上下水道部庁舎を鶴岡事務所、酒田市上下水道部庁舎を酒田事務所として南北ブロックの施設整備、維持管理の拠点とする。

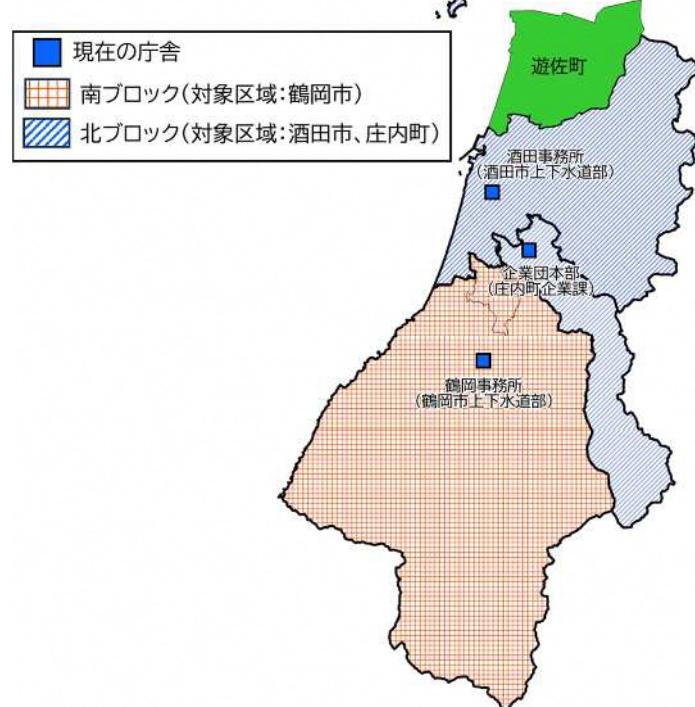


図 2.1 企業団本部及び事務所の配置

イ) 執行機関

- ・ 執行機関として、企業団の管理者である企業長を置き、その補佐として副企業長を置く。また、補助職員として事務局長及びその他職員を置く。
- ・ 企業長は構成市町の首長から選出し、副企業長は、企業長となる構成市町の首長を除く構成市町の首長をもって充てることとする。

ウ) 企業団議会

- ・ 企業団の意思決定機関として、企業団議会を置き、議員定数を 13 人とする。なお、企業団議会の議員は、構成市町の議会の議員で構成し、全ての構成市町の議会から議員を選出する。
- ・ 企業団議会の議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。

工) 監査委員

- ・ 企業団の財務及び事務を監査するために監査委員を置き、その定数を 2 人とする。
- ・ 監査委員の任期は、4 年とする。

オ) 運営協議会

- ・ 企業団の管理運営に関し、料金、規約、予算決算等の重要事項を協議するため、企業長及び副企業長を委員とする運営協議会を置く。

(2) 職員

ア) 職員の身分

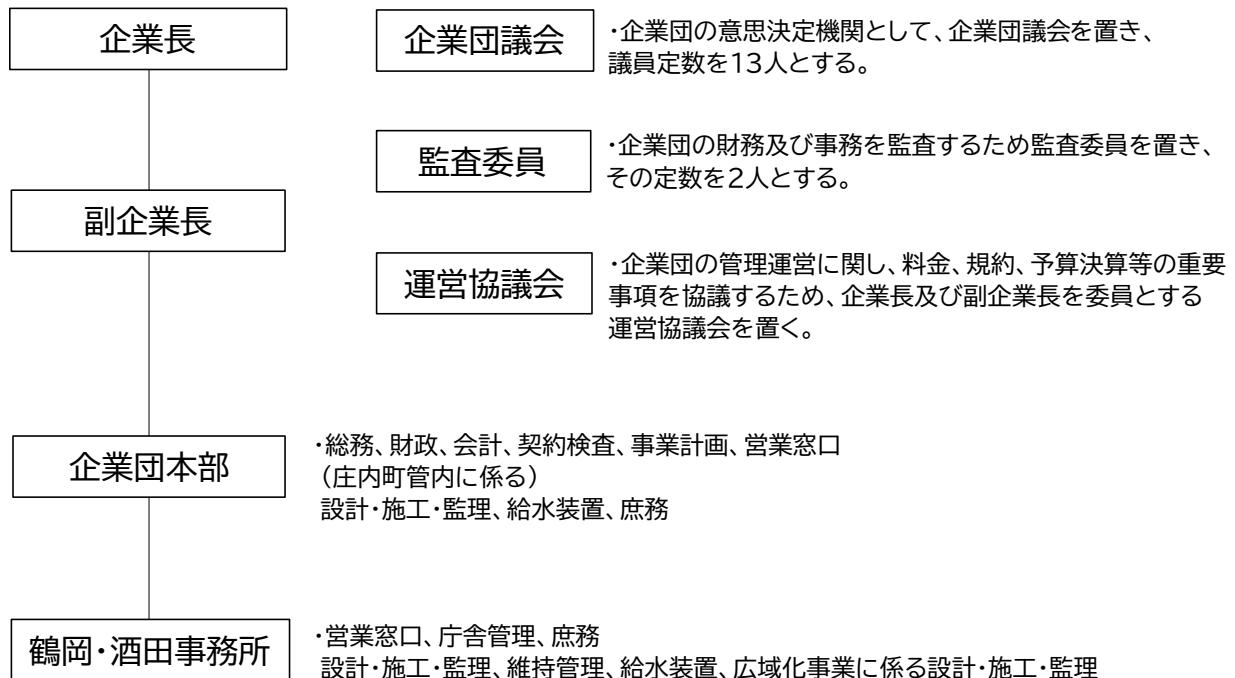
- ・ 企業団設立時における職員の身分は、地方自治法第 252 条の 17 の規定による構成市町からの職員派遣（出向）とする。

イ) 職員数

- ・ 企業団設立当初は、運用の変更等に対応するため事務量が一時的に増加することが想定されることから、構成市町の水道事業に従事する現行職員と同程度の職員数を確保する。その後、順次業務の効率化等を図りながら、組織の改編に合わせて適正な規模の職員数を目指す。

【企業団組織図】

令和8年4月1日時点



第3章 業務運営

(1) 総務・経理

ア) 企業団本部における集中管理及び業務の効率化

- ・ 総務、經理事務など企業団の管理運営業務及び広報業務は、企業団本部において集中管理を行い、業務の効率化を図る。

イ) 事務システムの統一

- ・ 各種事務システムは、以下のスケジュールを基本として広域化事業の枠組みにおいて整備する。また、企業団本部及び事務所間のネットワークを構築して業務の効率化を図る。

表 3.1 事務システムの統一及びネットワークの構築スケジュール

システム名	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
企業会計システム	仕様書作成・発注準備	システム構築	運用開始
料金管理システム	仕様書作成・発注準備		システム構築
ホームページ作成	仕様書作成・発注準備	HP構築	運用開始
事務管理システム	例規管理システム	仕様書作成・発注準備	システム構築
	文書管理システム	仕様書作成・発注準備	システム構築
	共通利用システム (グループウェア)	仕様書作成・発注準備	システム構築

(2) 営業業務

ア) 水道料金

- ・ 事業開始後の水道料金は、それぞれ構成市町の料金体系を用いる。なお、水道料金は広域化による料金上昇の抑制効果を反映しながら、将来の人口減少等による水需要の減少や施設の老朽化などの課題に対応し、健全で持続的な事業運営を行うため、適正な料金水準を確保していかなければならない。
- ・ そのため、事業開始後直ちに料金水準について検討を開始するものとする。

イ) 検針、調定及び収納業務

- ・ 現在、鶴岡市、酒田市では料金収納業務等の包括的民間委託が導入されているため、これら委託契約の更新時期に合わせて、検針、調定、収納等の業務及び料金管理システムを統一する。

ウ) 滞納整理業務

- ・ 検針、調定及び収納業務と同様に、鶴岡市、酒田市で導入されている料金収納業務等の包括的民間委託の契約更新時期に合わせて取り扱いを統一する。

エ) 料金収納等窓口業務

- ・ 料金収納等窓口は、企業団本部及び各事務所に設置する。

(3) 給水装置

ア) 給水装置工事

- ・ 給水装置工事に関する施工基準は、事業開始時に統一する。ただし、地域特性を踏まえ、必要に応じて経過措置を設ける。
- ・ 給水装置工事の申請等においては、各種手続きの効率化、簡素化を図る。
- ・ 給水装置工事に係る申請、相談の窓口は、南ブロックを鶴岡事務所、北ブロックを酒田事務所に設置する。

イ) 指定給水装置工事事業者

- ・ 指定給水装置工事事業者の指定等に係る基準、手続き等については、事業開始時に統一する。
- ・ 構成市町が指定している給水装置工事事業者は、企業団においても指定を引き継ぐものとする。
- ・ 企業団が指定した給水装置工事事業者は、本地域の全域で給水装置工事を行うことができるものとする。

(4) 工事執行

ア) 入札・契約制度

- ・ 入札・契約制度は、事業開始時に統一し、業務は企業団本部で行う。
- ・ 入札参加者名簿については、構成市町の水道事業体のものを用いる。

イ) 工事管理

- ・ 設計積算業務、工事検査業務は、事業開始時に基準を統一する。
- ・ 設計積算及び施工監督は、南ブロックを鶴岡事務所、北ブロックを酒田事務所で行う。

ウ) 維持管理

- ・ 水道施設及び管路の維持管理・修繕等は、各構成市町で委託業務の内容が異なるため、当面構成市町の業務形態によるものとし、次回の委託契約の更新時期に合わせて適正化を図る。

(5) 水質管理

ア) 水質検査計画

- ・ 水質検査計画は、各水源等の特性を踏まえ事業開始時に統一する。

(6) 運転管理

ア) 水道施設の運転管理体制

- ・ 各水道施設の運転管理業務は、南ブロックを鶴岡事務所、北ブロックを酒田事務所で所管する。

(7) 危機管理

ア) 災害対策マニュアル等

- ・ 企業団本部及び事務所間の緊急時の連携を図るため、必要なマニュアル等を作成し、企業団の事業開始に合わせて運用を開始する。

イ) 緊急時応援協定

- ・ 緊急時応援協定は、企業団設立後、速やかに構成市町と締結するものとする。
- ・ 構成市町の水道事業において締結している関係団体との緊急時応援協定等については、企業団に引き継ぐものとする。なお、必要に応じて関係団体と緊急時応援協定の締結に向けた協議を行う。

ウ) 応急給水用資機材の確保

- ・ 構成市町の水道事業が保有する給水車・防災機材、修理機材については、情報を共有し、機動的な運用を図る。
- ・ 企業団設立後は、在庫状況等を勘案し必要な資機材を検討・確保する。

第4章 施設整備

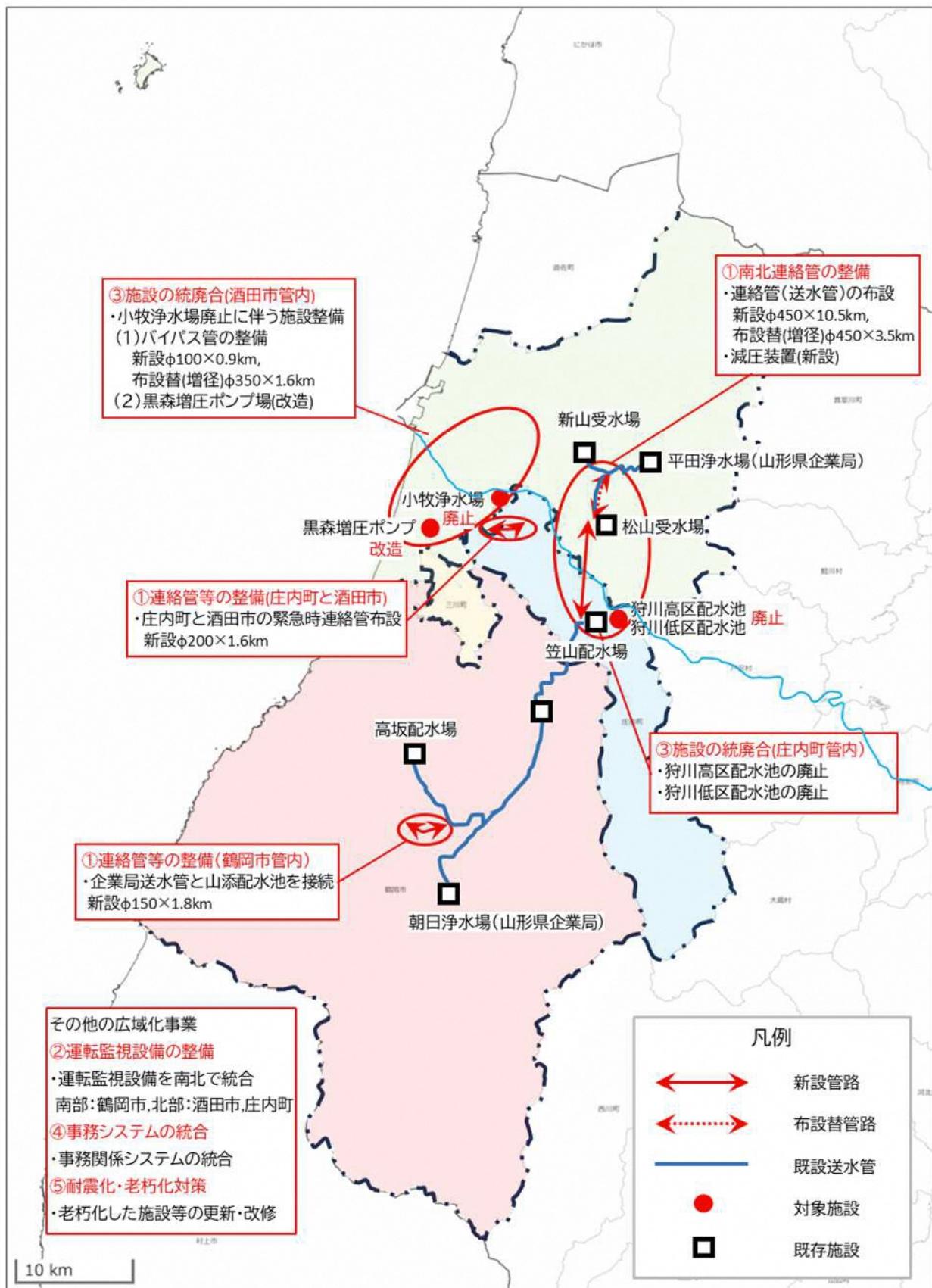
(1) 基本方針

- ・ 本地域の課題である施設稼働率の向上、経年管路の更新による耐震化の推進について、広域的な視点で実施することにより、施設整備における効率性、経済性を発揮するものとする。
- ・ 施設整備については、「社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）」を最大限に活用する。

(2) 広域化事業

- ・ 広域化に係る施設整備に関する事務は、維持管理、施設整備の拠点となる鶴岡事務所及び酒田事務所で行うものとする。
- ・ 施設の統廃合により、維持管理コストの低減と水道施設の運用効率の改善を図る。
- ・ 水系間の連絡管整備により、自然災害や水質事故等の発生時におけるバックアップ能力の向上を図る。

【広域化事業の全体図】



(3) 運営基盤強化等事業

- ・ 耐震化・老朽化対策に係る施設整備に関する事務は、維持管理、施設整備の拠点となる鶴岡事務所及び酒田事務所で行うものとする。
- ・ 老朽化施設・設備・管路の更新整備においては、施設・設備・管路のそれぞれについて、以下により更新事業を行う。
 - ①施設・設備：アセットマネジメントの更新基準に基づき更新事業を実施する
 - ②管路：構成市町の水道事業の施設整備計画、更新基準を基本として管路の更新・耐震化を図る

【更新基準】

項目	更新基準	考え方
建築	70年	厚生労働省の「簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル」(以下「実施マニュアル」という。)を参考に設定した。
土木	73年	
機械	25年	
電気	25年	
計装	25年	

管種	更新基準	考え方
ダクタイル鋳鉄管	GX形継手	100年
	その他	70年
配水用ポリエチレン管	100年	実施マニュアルに示されている更新基準の設定事例を基に管種別に設定した。
鋼管	60年	
ステンレス鋼管	60年	
ポリエチレン管	50年	
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	40年	
普通鋳鉄管	40年	
硬質塩化ビニル管	40年	
管種不明・その他	40年	

第5章 財政運営

【財政収支計画】

(単位：百万円)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
取入	給水収益	5,673	5,582	5,511	6,294	6,197	6,098	6,015	5,907	6,432	6,335	6,250
	その他	689	672	674	712	753	796	838	875	907	928	1,043
益的取支	小計	6,362	6,255	6,185	7,006	6,950	6,893	6,853	6,782	7,339	7,263	7,294
受水費	人件費	493	379	372	373	374	375	376	377	377	377	377
委託料	受水費	1,670	1,667	1,668	1,731	1,727	1,723	1,724	1,716	1,712	1,709	1,787
（税抜）	減価償却費	910	910	988	988	988	988	988	1,165	1,165	1,165	993
支出	支払利息	2,035	2,001	2,068	2,177	2,266	2,342	2,416	2,476	2,158	2,517	2,800
	その他	100	82	76	104	103	116	130	151	186	199	193
益的取支	小計	5,849	5,781	5,912	6,113	6,198	6,284	6,378	6,629	6,664	6,674	6,793
（税込）	損益	513	473	273	893	752	609	475	153	675	589	501
資本取支	企業債	0	432	2,049	493	1,126	1,015	1,390	2,035	981	66	445
	国交付金	53	573	1,330	1,672	1,745	1,720	1,909	2,128	1,725	1,231	0
（税込）	その他	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
支	小計	120	1,072	3,447	2,232	2,939	2,803	3,366	4,230	2,774	1,365	512
（税込）	建設改良費	1,581	4,399	5,264	5,421	5,493	5,385	5,934	6,562	5,355	3,872	3,158
支	企業債償還金	952	839	705	604	546	399	348	323	354	372	361
（税込）	小計	2,533	5,238	5,969	6,026	6,039	5,785	6,282	6,885	5,709	4,244	3,519
資本的取支不足額	▲ 2,413	▲ 4,166	▲ 2,522	▲ 3,794	▲ 3,100	▲ 2,982	▲ 2,916	▲ 2,655	▲ 2,935	▲ 2,879	▲ 3,006	
内部留保資金（資金残高）		8,215	6,700	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,240	6,240	6,240	
企業債残高		4,795	4,388	5,732	5,620	6,200	6,816	7,857	9,570	10,197	9,892	9,975
供給単価（円／m ³ ）		215.33	215.33	215.33	250.64	250.64	250.64	250.64	277.33	277.33	277.33	

※本表の数値は、百万円未満を四捨五入しているため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

※本計画では、収益的取支に損失が発生する場合、収支均衡となるよう供給単価を設定しており令和10年度に16.4%、令和15年度（+10.6%）供給単価の上昇を見込んでいる。

(2) 施設整備計画及び概算事業費

- 交付金対象事業（広域化事業・運営基盤強化等事業）に係る施設整備計画及び概算事業費を表5.1に示す。

表 5.1 施設整備計画及び概算事業費

(単位：百万円)

広域化事業	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
①連絡管等の整備											
（ア）南北連絡管整備	0	78	83	1,116	869	892	1,820	2,448	2,134	715	10,153
（イ）連絡管等整備	0	19	533	0	0	0	0	0	0	0	552
②集中監視設備の整備											
（ア）運転監視設備統合	64	342	687	293	0	40	40	40	64	0	1,571
③施設の統廃合											
（ア）小牧浄水場廃止に伴う整備	0	0	0	51	663	492	0	0	0	0	1,205
④事務系システムの統合											
（ア）事務系システム統合	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	158
⑤統合元の能力活用											
（ア）施設・管路更新整備	0	1,964	1,201	1,201	1,201	1,201	1,217	1,217	721	721	10,642
広域化事業 計	222	2,403	2,504	2,661	2,732	2,624	3,076	3,704	2,919	1,436	24,281
うち交付金対象事業	158	1,561	2,429	2,586	2,653	2,577	3,076	3,704	2,919	1,436	23,099
運営基盤強化等事業	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
①耐震化・老朽化対策											
（ア）施設・設備	0	705	705	705	705	705	705	705	283	283	5,500
（イ）管路	0	1,116	1,879	1,879	1,879	1,879	1,975	1,975	1,975	1,975	16,528
運営基盤強化等事業 計	0	1,820	2,583	2,583	2,583	2,583	2,679	2,679	2,258	2,258	22,028
うち交付金対象事業	0	158	1,561	2,429	2,583	2,583	2,649	2,679	2,258	2,258	19,159
合 計	222	4,223	5,087	5,245	5,316	5,207	5,756	6,384	5,176	3,694	46,309
うち交付金対象事業	158	1,719	3,990	5,016	5,236	5,160	5,726	6,384	5,176	3,694	42,258

※本表の数値は百万円未満を四捨五入しているため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

(3) 社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）の活用

- 更新事業等を着実に実施するため、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）の「水道事業運営基盤強化推進事業（交付率1/3）」を活用する。交付金の見込み額を表5.2に示す。

表 5.2 交付金の見込み額

単位：百万円

交付対象	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
交付対象	広域化事業	158	1,561	2,429	2,586	2,653	2,577	3,076	3,704	2,919	1,436
事業費	運営基盤強化等事業	0	158	1,561	2,429	2,583	2,583	2,649	2,679	2,258	2,258
	合計	158	1,719	3,990	5,016	5,236	5,160	5,726	6,384	5,176	3,694
交付金額=交付対象事業費*1/3	53	573	1,330	1,672	1,745	1,720	1,909	2,128	1,725	1,231	14,086

本表の数値は百万円未満を四捨五入しているため、各項目の和が合計に一致しない場合がある。

(4) 一般会計繰入金の取扱い

- 企業団への一般会計からの繰入金は、総務省通知の繰出基準による繰入（基準内繰入）及び構成市町において現行繰入されている繰出基準に基づかない繰入（基準外繰入）を引き継ぐものとする。

(5) 資産等の取扱い

- 企業団は、構成市町の水道事業の用に供している資産、資本及び負債を引き継ぐものとする。

(6) 財政シミュレーション

- 財政収支計画を踏まえ、令和 37 年度までの財政シミュレーションを行った。
- 図 5.1 に示すとおり、単独で経営を継続した場合の供給単価は令和 17 年度で鶴岡市が 303.62 円、酒田市が 317.54 円、庄内町が 305.69 円に対して事業統合（水平統合）した場合では 277.33 円/ m^3 であり、令和 37 年度ではそれぞれ鶴岡市が 518.97 円、酒田市が 457.55 円、庄内町が 476.82 円に対して 433.52 円/ m^3 となり、すべての構成市町で水平統合の効果が現れる結果となつた。

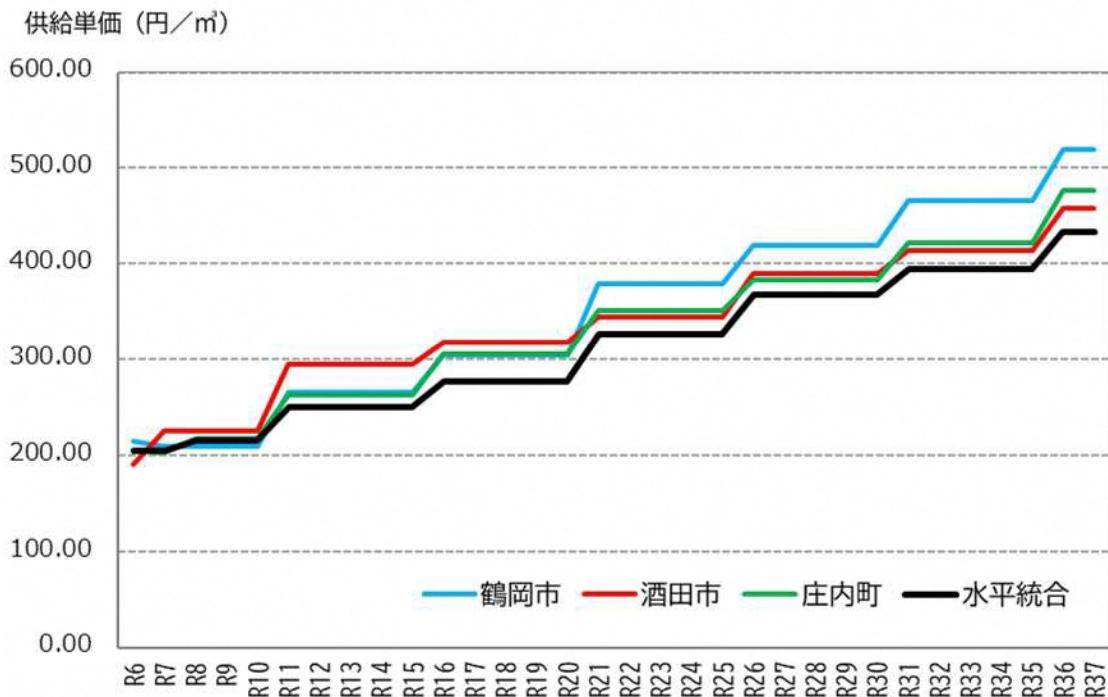


図 5.1 供給単価の推移

第6章　その他

(1) 簡易水道事業等の取扱い

- ・構成市町の上水道事業に統合された簡易水道事業等もしくは地方公営企業法の全部を適用している簡易水道事業等について、企業団に引き継ぐものとする。
- ・企業団の経営に伴う収入のみをもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行つてもなおその収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる簡易水道事業等にかかる経費については、一般部局と協議のうえ取り扱いを決定する。

(2) 他事業（下水道事業・ガス事業）の取扱い

- ・下水道事業は、構成市町の都市計画等に基づく事業であることや、その財源について公費が大きな割合を占めることから、企業団において事業を引き継がないものとする。
- ・ガス事業は、企業団において事業を引き継がないものとする。
- ・下水道事業及びガス事業のうち、水道事業と不可分な業務については、当該構成市町からの委託等により実施できるものとする。この場合において、実施形態及び費用負担等は別途協議し、事業開始時までに取り扱いを決定するものとする。

(3) 垂直統合

- ・山形県水道広域化推進プランの基本の方針に基づき、垂直統合に向けて県担当部局との協議を継続する。

第1章 はじめに

【庄内地域水道事業統合基本計画の意義】

- 鶴岡市、酒田市及び庄内町を構成市町とする広域水道企業団における今後の事業経営の基本的な方針となるものである。

【広域化の目的】

- 広域化によるスケールメリットを活かして経営基盤を強化し、水道インフラの持続性を確保することにより、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給することを目的とする。

【基本事項】

○統合の時期

- 企業団の設立を令和7年10月、事業開始を令和8年4月とする。

○統合の形態及び経営主体

- 統合の形態は、構成市町水道事業の事業統合(水平統合)とし、料金統一時までは旧水道事業体ごとに区分経理を行う。
- 経営主体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条の規定による一部事務組合(企業団)とし、構成市町の水道事業を承継する。

第2章 組織・職員

【組織】

○企業団本部及び事務所

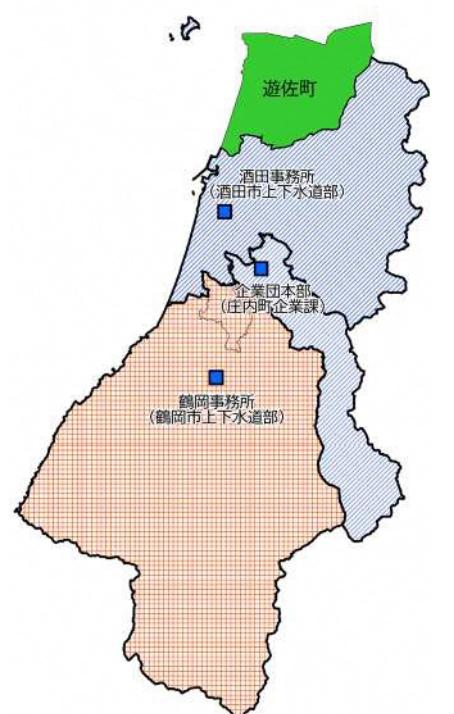
- 広域水道事業の運営組織として企業団を設立し、企業団本部を庄内町企業課庁舎に置く。
- 事業区域が広範囲となることから、効率的な維持管理体制を確立するため、鶴岡市上下水道部庁舎を鶴岡事務所、酒田市上下水道部庁舎を酒田事務所として南北ブロックの施設整備、維持管理の拠点とする。

○執行機関

- 企業団の管理者である企業長を置き、その補佐として副企業長を置く。また、補助職員として事務局長及びその他職員を置く。
- 企業長は構成市町の首長から選出し、副企業長は、企業長となる首長を除く構成市町の首長をもって充てることとする。

○企業団議会

- 企業団の意思決定機関として、企業団議会を置き、議員定数を13人とする。
- 企業団議会の議員は、構成市町の議会の議員で構成し、全ての構成市町の議会から議員を選出する。
- 企業団議会の議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。



■ 現在の庁舎
■ 南ブロック(対象区域: 鶴岡市)
■ 北ブロック(対象区域: 酒田市、庄内町)

第2章 組織・職員

○監査委員

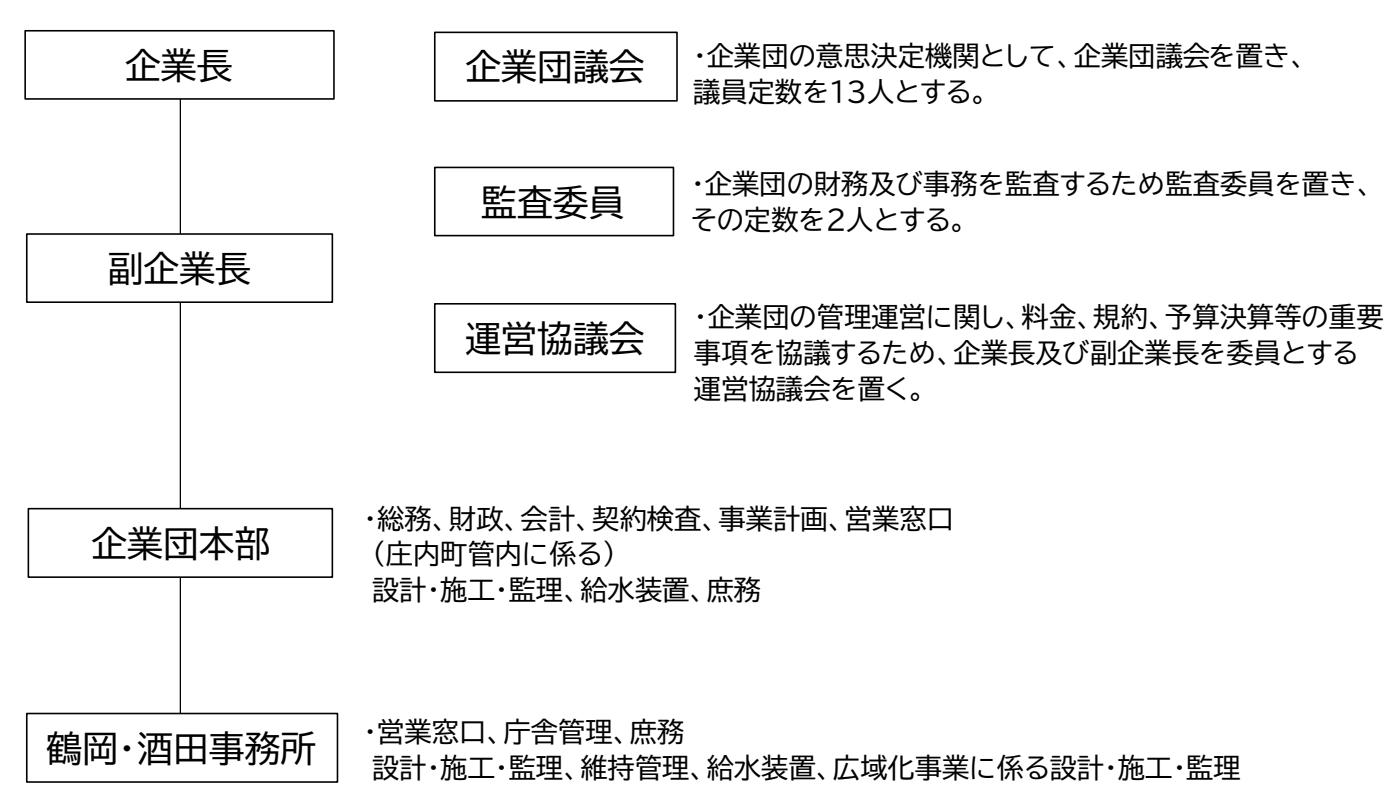
- 企業団の財務及び事務を監査するために監査委員を置き、その定数を2人とする。
- 監査委員の任期は、4年とする。

○運営協議会

- 企業団の管理運営に関し、料金、規約、予算決算等の重要事項を協議するため、企業長及び副企業長を委員とする運営協議会を置く。

【企業団組織図】

※組織体制は事業開始時までに調整する。



【職員】

○職員の身分

- 企業団設立時における職員の身分は、地方自治法第252条の17の規定による構成市町からの職員派遣(出向)とする。

○職員数

- 企業団設立当初は、運用の変更等に対応するため事務量が一時的に増加することが想定されることから、構成市町の水道事業に従事する現行職員と同程度の職員数を確保する。
- その後、順次業務の効率化等を図りながら、組織の改編に合わせて適正な規模の職員数を目指す。

第3章 業務運営

【総務・経理】

- 企業団本部における集中管理及び業務の効率化
 - ・総務、経理事務などの管理運営業務及び広報業務は本部において集中管理を行い、業務の効率化を図る。

○事務システムの統一

- ・事務システムの統一及び事務所間のネットワークを構築し業務の効率化を図る。

【営業業務】

○水道料金

- ・事業開始後の水道料金はそれぞれ構成市町の料金体系を用いる。なお、事業開始後直ちに、料金水準について検討を開始するものとする。

○検針、調定及び収納業務

- ・料金収納等包括的民間委託の契約の更新時期に合わせて、検針、調定、収納等の業務及び料金管理システムを統一する。

○料金等収納窓口業務

- ・料金収納等窓口は本部及び各事務所に設置する。

【給水装置】

○給水装置工事

- ・給水装置工事に関する施工基準は、事業開始時に統一する。ただし、地域特性を踏まえ、必要に応じて経過措置を設ける。

【工事執行】

○入札・契約制度

- ・入札、契約制度は事業開始時に統一し、業務は本部で行う。

○工事管理

- ・設計積算業務、工事検査業務は、事業開始時に基準を統一する。

【水質管理】

○水質検査計画

- ・各水源等の特性を踏まえ事業開始時に統一する。

【運転管理】

○水道施設の運転管理体制

- ・水道施設の運転管理業務は、南ブロックを鶴岡事務所、北ブロックを酒田事務所で所管する。

【危機管理】

○災害対策マニュアル等

- ・本部及び事務所間の緊急時の連携を図るために、必要なマニュアル等を作成し、事業開始に合わせて運用を開始する。

○緊急時応援協定

- ・構成市町の水道事業において締結している関係団体との応援協定等については、企業団に引き継ぐ。

第4章 施設整備

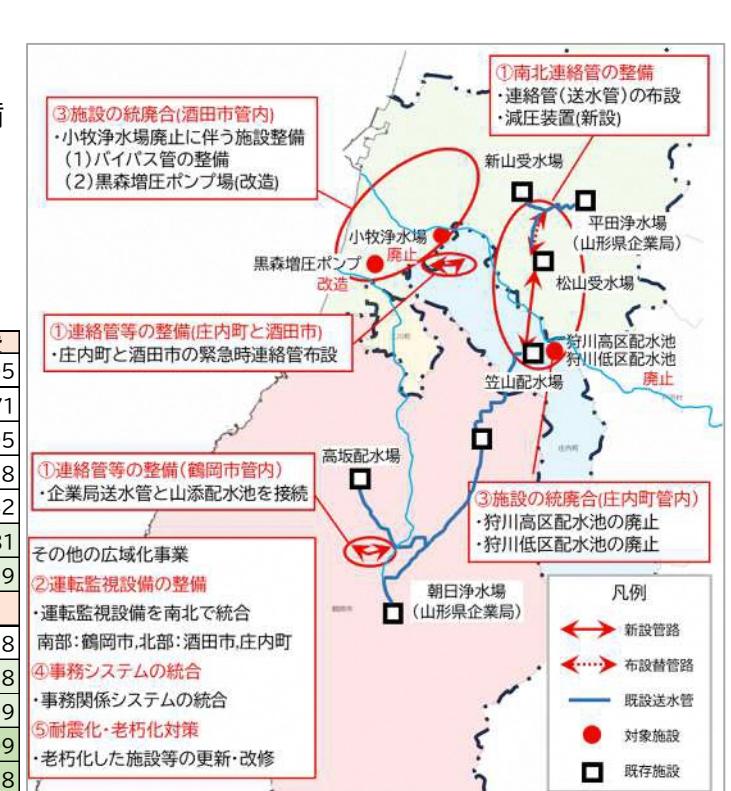
【基本方針】

- ・施設稼働率の向上、経年管路の更新による耐震化の推進について、広域的な視点で実施することにより、施設整備における効率性、経済性を発揮する。
- ・施設整備については、「社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)」を最大限に活用する。

【施設整備計画及び概算事業費】

(単位:百万円)

広域化事業	事業概要	概算事業費
①連絡管等の整備	南北連絡管、減圧槽の設置、緊急時連絡管	10,705
②集中監視設備の整備	運転監視設備を南北ブロックごとに統合	1,571
③施設の統廃合	小牧浄水場廃止に伴う整備	1,205
④事務系システムの統合	事務システムの統合	158
⑤統合元の能力活用	施設・管路更新整備	10,642
広域化事業 計		24,281
うち交付金対象事業		23,099
運営基盤強化等事業		
①耐震化・老朽化対策	施設・管路更新整備	22,028
運営基盤強化等事業 計		22,028
うち交付金対象事業		19,159
合 計		46,309
うち交付金対象事業		42,258



第5章 財政運営

【財政収支計画】

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収入											
給水収益	5,673	5,582	5,511	6,294	6,197	6,098	6,015	5,907	6,432	6,335	6,250
その他	689	672	674	712	753	796	838	875	907	928	1,043
小計	6,362	6,255	6,185	7,006	6,950	6,893	6,853	6,782	7,339	7,263	7,294
支出											
人件費	493	379	372	373	374	375	376	377	377	377	377
受水費	1,670	1,667	1,668	1,731	1,727	1,723	1,724	1,724	1,716	1,712	1,787
委託料	910	910	988	988	988	988	988	1,165	1,165	993	993
減価償却費	2,035	2,001	2,068	2,177	2,266	2,342	2,416	2,476	2,517	2,517	2,800
支払利息	100	82	76	104	116	130	151	186	199	193	193
その他	641	742	741	740	740	744	744	705	706	643	643
小計	5,849	5,781	5,912	6,113	6,198	6,284	6,378	6,629	6,664	6,674	6,793
損益	513	473	273	893	752	609	475	153	675	589	501

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収入											
企業債	0	432	2,049	493	1,126	1,015	1,390	2,035	981	66	445
国交付金	53	573	1,330	1,672	1,745	1,720	1,909	2,128	1,725	1,231	0
その他	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
小計	120	1,072	3,447	2,232	2,939	2,803	3,366	4,230	2,774	1,365	512
支出											
建設改良費	1,581	4,399	5,264	5,421	5,493	5,385	5,934	6,562	5,355	3,872	3,158
企業債償還金	952	839	705	604	546	399	348	323	354	372	361
小計	2,533	5,238	5,969	6,026	6,039	5,785	6,282	6,885	5,709	4,244	3,519
(税抜)											
資本的収支											
資本的収支不足額	▲ 2,413	▲ 4,166	▲ 2,522	▲ 3,794	▲ 3,100	▲ 2,982	▲ 2,916	▲ 2,655	▲ 2,879	▲ 3,006	
供給単価(円/m³)	215.33	215.33	215.33	250.64	250.64	250.64	250.64	250.64	277.33	277.33	277.33

【一般会計繰入金の取扱い】

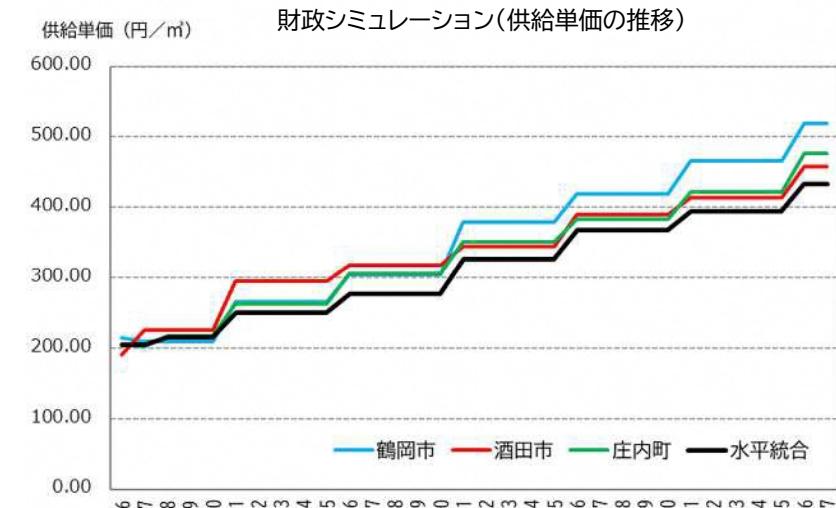
- ・構成市町の一般会計からの企業団への繰入金は、現行の繰入を引き継ぐものとする。

【資産等の取扱い】

- ・構成市町の水道事業の用に供している資産、資本及び負債は引き継ぐものとする。

【財政シミュレーション】

- ・財政収支計画を踏まえ、令和37年度までの財政シミュレーションを行った。
- ・その結果、各市町が単独で経営する場合と比較して、水平統合による供給単価の抑制効果が示された。



第6章 その他

【簡易水道事業等の取扱い】

- ・構成市町の上水道事業に統合された簡易水道事業等もしくは地方公営企業法を全部適用している簡易水道事業等は、企業団に引き継ぐものとする。

【他事業(下水道事業・ガス事業)の取扱い】

- ・下水道事業及びガス事業は、企業団において事業を引き継がないものとする。
- ・下水道事業及びガス事業のうち、水道事業と不可分な業務については、当該市町からの委託等により実施できるものとする。

第2号議案

水道事業の統合に関する基本協定書（案）について

1 要 旨

「庄内地域水道事業統合基本計画」に基づき、鶴岡市、酒田市、庄内町を構成市町とする水道事業の統合について協定を締結する。

2 基本協定書（案）

別紙のとおり

(案)

水道事業の統合に関する基本協定書

鶴岡市、酒田市及び庄内町（以下「構成市町」という。）は、庄内地域水道事業統合基本計画に基づき、水道事業の統合に関し次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 水道事業の統合により経営基盤を強化し、持続性を確保することにより、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給することを目的とする。

（統合の時期）

第2条 水道事業の統合の時期は、令和8年4月1日とする。

（統合の形態）

第3条 統合の形態は、構成市町水道事業の事業統合とする。

（企業団の設立）

第4条 第1条の目的を達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づく一部事務組合（以下「企業団」という。）を設立する。

（企業団が経営する事業）

第5条 企業団は、構成市町の水道事業及び簡易水道事業等を経営する。

(相互協力)

第6条 構成市町は、企業団が事業を経営する地域の健全な発展と持続可能な水道サービスの提供を図るため、常に相互協力をを行うものとする。

(その他)

第7条 この基本協定の実施について必要な事項は、構成市町が協議の上、別に定めるものとする。

この基本協定の締結の証として正本3通を作成し、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

鶴岡市のぞみ町2番10号

鶴岡市長

酒田市末広町14番14号

酒田市長

東田川郡庄内町余目字滑石1番地1

庄内町長

庄内圏域水道基盤強化計画（山形県）について

令和6年10月
山形県 防災くらし安心部
食品安全衛生課

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う収益の減少、施設・設備の経年化に伴う維持・更新費用の増加による水道経営の悪化、近年多発している災害への対策・対応、更に事業運営に係る人材の不足等、年々厳しさを増している状況にある。

山形県では、水道事業をめぐる本県の課題を踏まえ、中長期的な視点から、本県水道の目指すべき方向性と実現方策の検討を行い、将来の指針となる「山形県水道ビジョン」を平成30年3月に策定した。更に当該ビジョンに基づき、県内4圏域（村山・最上・置賜・庄内）に「水道事業広域連携検討会」を設置し、広域連携による効果等について検討を行い、各圏域毎の広域化の推進方針を示した「山形県水道広域化推進プラン」を令和5年3月に策定した。

本計画は、「山形県水道広域化推進プラン」を踏まえ、庄内圏域の水道事業の基盤強化を推進することを目的として策定するもの。

庄内圏域水道基盤強化計画の概要（案）

- ・計画の趣旨、計画の期間、水道の現況、将来の見通し、課題
- ・基盤強化の目標と実現方策、県及び水道事業者間の連携等の推進
- ・計画の推進に向けて

スケジュール

- 令和5年8月17日 「庄内圏域水道広域的連携推進等検討委員会」を設置
" 9月15日 「第1回委員会」を開催（設立総会）
" 12月25日 「第2回委員会」を開催（水需要予測等）
令和6年3月22日 「第3回委員会」を開催（社人研反映後水需要予測、南北連絡管ルート）

以下、予定

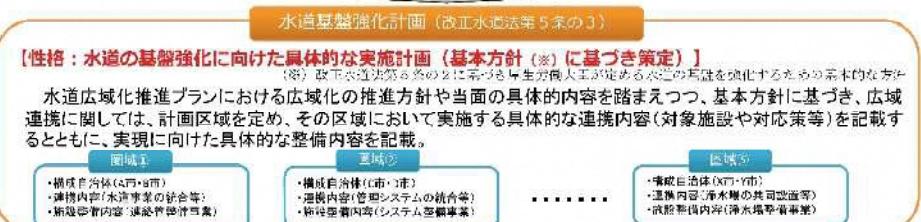
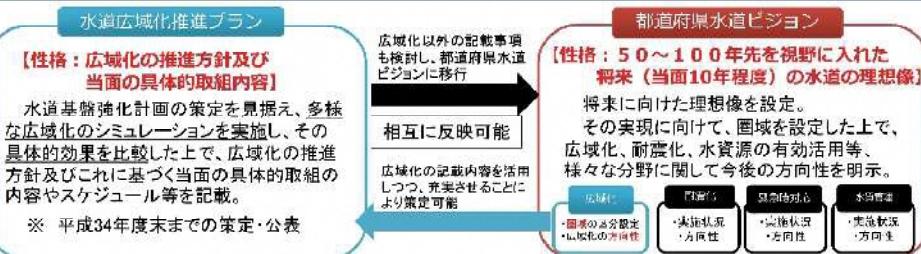
- 令和6年11月15日 「第4回委員会」を開催（水道基盤強化計画案）
" 12月 県議会12月定例会で説明（水道基盤強化計画案）
令和7年2月 「第5回委員会」を開催（水道基盤強化計画）
" 3月まで 「庄内圏域水道基盤強化計画」を策定・公表

「庄内圏域水道広域的連携推進等検討委員会」構成員

- ・鶴岡市、鶴岡市 水道事業者
- ・酒田市、酒田市 水道事業者
- ・三川町
- ・庄内町、庄内町 水道事業者
- ・遊佐町、遊佐町 水道事業者
- ・戸沢村
- ・新潟県村上市
- ・山形県企業局 総務企画課
- ・" " 水道事業課
- ・" みらい企画創造部 市町村課
- ・" 庄内保健所 生活衛生課
- ・" 防災くらし安心部 食品安全衛生課

【参考】「水道基盤強化計画」等による広域連携の推進（イメージ図）（国土交通省）

「水道基盤強化計画」等による広域連携の推進（イメージ図）



【性格：都道府県水道ビジョン】：都道府県において水道事業が目指すべき方針等を定めた基本的ビジョン（「区域の水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」（平成26年3月19日付付種水発0319第3号厚生労働省健康局水道課長通知））

【性格：水道基盤強化計画】：水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針及び当面の具体的な実施内容等を定めた計画（「「水道基盤強化計画」の策定について」（平成31年1月25日付付種水発第83号・生食業0125第1号防衛省自衛隊監査課長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議会通知））

【性格：水道基盤強化計画】：水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画（基本方針に基づき策定）（改正水道法第5条の3）